慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三九三〕 転換社債について転換権を行使する際に架空名義に分散して株式を取得した者の単位未満株式買取請求が認められなかった事例 (名古屋地裁平成八年一月二六日判決)
Sub Title	
Author	山本, 真知子(Yamamoto, Machiko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.7 (1999. 7) ,p.101- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990728-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　三九三〕 転換社債について転換権を行使する際に架空名義に分散して株式を取得した者の単位未満株式買取請求が認められなかった事例

（名古屋地判平成八年一月二六日
平成七年（ワ）二四四五号買取代金請求事件
判例時報一五六四号一三四頁
判例タイムス九二一号二七九頁
資料版商事法務一四三号一七七頁）

〔判示事項〕

昭和五六年改正商法附則一九条一項の「自己の有する単位未満株式」か否かは、株主名簿の記載にかかわらず、実質的な観点から判断すべきであり、複数の転換社債を取得した者が、これを複数の架空名義に分散した上、各架空名義で転換権を行使した結果生じた単位未満株式について、各架空名義ごとに同条同項の買取請求権は生じない。

〔参照条文〕

商法五六法七四号による改正商法附則一九条Ⅰ

〔事　実〕

本件は、被告Y発行の転換社債を複数取得した原告Xが、複数の架空名義に分散して転換請求を行い、右各架空名義人が単位未満株主として登録された後、右各架空名義人ごとの単位未満株式の買取請求手続を行ったところ、Yがこれに応じないため、Yに対し、右買取代金の支払いを請求した事案である。

被告Y株式会社は、平成五年一二月十三日、第二回転換社債を無記名無担保で、発行総額二〇億円、発行価額一〇万円、転換価額九一三円にて発行した。

原告Xは、本件転換社債三七五三口（額面合計三億七五

三〇万円）を取得した。Xは、平成七年五月八日から一一日にかけて、本件転換社債について、複数の名義に分散してYの名義書換代理人であるAを通じて、転換請求手続をした。本件転換請求の結果、Aにおいて、各名義人が単位未満株主として登録された（合計四一万〇七四五株）。右各名義は、架空名義であり、真実の株主は、Xである。Xは、右転換後に取得した株式のうち、七四五株についてYに対し買取請求をし、Yは、Xに対し、平成七年八月一八日、その買取代金を支払った。Xは、平成七年五月一二日および一五日、Aにおいて、単位未満株式の買取請求手続（昭和五六年改正商法附則一九条一項。）をした。Yは、買取代金の支払いを拒否している。

Xは、YがXに対し、買取代金一八六一万六五〇〇円及びこれに対する平成七年五月二四日から支払い済みまで年六分の割合による金員の支払いを請求する訴訟を提起した。

〔判　旨〕

主文　請求棄却。

争点

複数の転換社債を取得した者が、これを複数の架空名義に分散した上、各架空名義で転換権を行使した結果生じた単位未満株式について、各架空名義ごとに附則一九条一項の買取請求権が発生するか（同条項の「自己の有する単位未満株式」の解釈）。

「附則一九条一項の制度趣旨は、①単位株制度導入後、新たに単位未満株式が生じても株券は発行されず（附則一八条二項）、株主名簿に記載されるのみで、単位未満株式を有する株主の投下資本回収の途が閉ざされ（譲渡禁止）、②単位株制度導入以前から発行されていた単位未満株式については、その株券は依然として有効なので、これの交付によって単位未満株式の譲渡が可能であるが、譲受人が既に株主名簿に株主として登録されている者でない場合には、取得した単位未満株式について株主名簿に記載することを会社に対し要求できない（附則一八条三項）とされ、市場取引が不可能となった（譲渡制限）のであるが、単位未満株主も株主である以上、投下資本回収の途を開く必要があることから、やむをえず、自己株式取得禁止の原則（商法二一〇条）の例外として、特に単位未満株式について発行会社に対する買取請求を認めたものである。」

「そして、商法二一〇条で自己株式取得が原則的に禁止されているのは、これを認めるときは、出資の払戻しと同じ結果を生じ、資本の充実を害することになり、また会社の内情に通じている取締役が自己株式の取得を投機的に行

うことにより、一般投資家や株主に不当な損害を与える弊害があるためであり、更に法は、右の趣旨を徹底するため、同法四八九条二号において、取締役等は、何人の名義をもってするを問わず、会社の計算において不正にその株式を取得したときは、五年以下の懲役または二〇〇万円以下の罰金に処する旨を定め、また、これにより会社に損害が生じた場合には、取締役は、会社に対し、損害賠償責任を負うとされている（同法二六六条一項五号）。」

「このように、法が自己株式取得の原則的禁止を徹底していることからすれば、右の附則一九条一項の『自己の有する単位未満株式』か否かの解釈、判断は、単位株式制度の導入によって、右の①ないし②に記載した譲渡禁止ないし譲渡制限を受ける株式か否かを、厳格に検討し、右の自己株式取得の原則的禁止を容易に潜脱されることのないようになされなければならない。」

「本件のような架空名義による買取請求の場合、確かに、外形上は、架空名義人が単位株に満たない株式を有している旨が株主名簿に表示され、各架空名義人について登録された単位未満株式について、右の譲渡禁止ないし譲渡制限を受けるように見える。

しかし、株主名簿にどのような名前、住所を記載するかは、登録を請求する株主の意思に委ねざるをえず、会社は株主の請求どおりに記載するほかはないので、仮に、Xの主張するとおり、株主名簿上単位未満株式として登録されている全ての場合について買取請求権の発生を認めるとすると、単位株主が買取請求権を取得するために、敢えて計画的に複数の架空名義に分散して登録すれば、一見して架空名義であることが明白であっても、発行会社は買取請求に応じなくてはならなくなり、かくては株主の恣意によって容易に自己株式取得の禁止の原則を潜脱することを許す結果となり、著しく不合理である。

他方、真実の株主は、容易に、株主名簿の各架空名義を自己の名義に訂正することができ、これによって、真実の株主の所有する株式数を合計し、単位株となった部分について、その株券の交付を受け、これを市場で譲渡して投下資本を回収することができる。

以上の検討から、『自己の有する単位未満株式』か否かは、株主名簿の記載にかかわらず、実質的な観点から判断するべきであり、当該真実の株主の所有株式数を合計して、なお単位未満株式が生じるか否かによって、判断するべきである。」

「本件の場合、真実の株主がXであることに争いがない。

そして、……現在のXの所有する株式は全部で四一万株なので、Xは、株主名簿上の架空名義をすべて自己名義に訂正することにより、Xは、株主名簿上も四一万株の単位株主となる。

したがって、Xには、単位未満株式は存在しないことになる……から、Xには、およそ買取請求権は生じない。」

〔研　究〕

判旨結論に賛成。

判旨理由には基本的に賛成だが、一部疑問点がある。

一　本件では、複数の転換社債を取得した者が、これを複数の架空名義に分散した上、各架空名義で転換権を行使した結果生じた単位未満株式について、各架空名義ごとに昭和五六年改正商法附則一九条一項の買取請求権が発生するか、同条項の「自己の有する単位未満株式」の解釈が争点となっている。この点、判旨は、単位未満株式の買取請求権が認められた趣旨について述べた上で、同条項の「自己の有する単位未満株式」か否かの解釈、判断は、「株式名簿の記載にかかわらず、実質的な観点から判断するべきである」るとしている。

単位株制度は、昭和五六年改正商法附則によって導入されたものであり、株式単位の引上げ（株式併合）を容易にするための技術的制度である。当時わが国のほとんどの大会社は、額面株式の券面額を五〇円としており、上場会社の株式管理費用を節約することを主たる目的として株式単位の引上げの必要性が議論されていた。昭和五六年の改正法は、新設会社については設立に際し発行する額面株式一株の金額および無額面株式の発行価額の最低限を五万円と定めた（商法一六六条二項、一六八条ノ三）。しかし、既存会社ついては株式単位の引上げを強制しなかった。既存会社が株式単位を引上げるためには株式の併合が必要となるが、これを一挙に行うには株券交換のための費用がかかることになり、また、株式市場への悪影響が発生することが懸念されたからである。そこで、昭和五六年の改正法は、株式単位引上げを段階的に実現することとし、そのための暫定的・過渡的制度として単位株制度を設けた。上場会社については、この単位株制度の適用が強制された（附則一五条一項一号）。そして、単位未満株式の増加を防ぐために、法は単位未満株式の株券の発行を禁止し、また、単位未満株式のみを有する株主の拡散を阻止するために単位未満株式の譲渡については譲受人が名簿上の株主である場合を除いて名義書換をなし得ないものとした（附則一八条二項三項）。この株券発行・名義書換の原則的禁止により単

位未満株式の自由な譲渡は制約を受けることになる。そこで、単位未満株主の投下資本の回収手段を確保するために設けられたのが単位未満株式の買取請求権制度である（森本滋「単位株制度」民商法雑誌八五巻六号九一一～九二九頁）。現行法上、合併（四〇八条）、営業譲渡等（二四五条ノ二以下）、株式譲渡を制限するための定款変更（三四九条）、株式会社から有限会社への組織変更（有限会社法六四条ノ二）といった会社に基本的な変更がある場合に反対株主の保護のために一定の要件の下株式買取請求権が認められているが、単位未満株式の買取請求権は、これらの場合とは性質が異なる政策的なものであると一般に理解されている。

以上のように、単位未満株式の買取請求制度には単位未満株式の拡散防止・単位化および単位未満株主の救済という至上目的があることから、いたずらに単位未満株式を広く捉えることは許されない。例えば、同一人が、単位分プラス端株分の株式を有する場合（たとえば、持株数二五〇〇株だとすると、二単位プラス五〇〇株）、端数の部分については単位未満株式として扱われるのはいうまでもない。しかし、単位としてまとまっている分について端数に分けて単位未満株式とすることが可能かという点については否定的に解されている（堀口勝「本件判批」金融商事判例九九七号四二頁、元木伸『改正商法逐条解説』三五一～三五二頁参照）。

この点、判旨は、単位未満株式の買取請求権について定めた附則一九条一項の制度趣旨は、単位未満株式については①譲渡が禁止または②譲渡が制限されているが、「単位未満株主も株主である以上、投下資本回収の途を開く必要があることから、やむをえず、自己株式取得禁止の原則（商法二一〇条）の例外として、特に単位未満株式について発行会社に対する買取請求を認めたものである。」としている。そして、同条項の「『自己の有する単位未満株式』か否かの解釈、判断は、単位株式制度の導入によって、右の①ないし②に記載した譲渡禁止ないし譲渡制限を受ける株式か否かを、厳格に検討し、右の自己株式取得の原則的禁止を容易に潜脱されることのないようになされねばならず、「『自己の有する単位未満株式』か否かは、株主名簿の記載にかかわらず、実質的な観点から判断するべきである」るとしている。

単位未満株式の買取請求権が単位未満株主の投下資本回収の手段を確保するために技術的・政策的に自己株式取得禁止（商法二一〇条）の例外として認められたという趣旨

に鑑みると、同条項の「自己の有する単位未満株式」か否かについても当該株主が投下資本回収の手段を有しているかどうかを実質的に判断すべきである。この点について判旨は妥当であると考える。本件の場合、真実の株主がXであることにXY間で争いがない。そして、判旨は、現在のXの所有する株式は全部で四一万株なので、Xは、四一万株の単位株主となり、Xには、単位未満株式は存在せず、およそ買取請求権は生じないとの結論に至っている。Xには、単位未満株式を単位株化して、市場を通じ資本の回収をはかる途が開かれているのであるから、何ら不利益は発生しない。単位未満株主に投下資本回収の手段を確保するという単位未満買取請求制度の趣旨に鑑みて、この結論は、正当と思われる（増田政章「本件判批」私法判例リマークス no.15（一九九七年（下））［平成八年度判例評論］一一四頁）。

二　ただし、判旨が、株主名簿について触れた部分については、若干の疑問が残る。

本件においては、単位未満株式の買取請求をなしたXが、①架空名義を使用し、かつ②当該名義を複数に分散させた上で、株主名簿上の株主となっている（堀口・前掲四二頁）。そして、確かに、判旨のいうように「株主名簿にどのような名前、住所を記載するかは、登録を請求する株主の意思に委ねざるをえず、会社は株主の請求どおりに記載するほかはない」のが実務である（増田・前掲一一四頁）。そこで、判旨は、「仮に、Xの主張するとおり、株主名簿上単位未満株式として登録されている全ての場合について買取請求権の発生を認めるとすると、単位株主が買取請求権を取得するために、敢えて計画的に複数の架空名義に分散して登録すれば、一見して架空名義であることが明白であっても、発行会社は買取請求に応じなくてはならなくなり、かくては株主の恣意によって容易に自己株式取得の禁止の原則を潜脱することを許す結果となり、著しく不合理である。」こと、及び「他方、真実の株主は、容易に、株主名簿の各架空名義を自己の名義に訂正することができ、これによって、真実の株主の所有する株式数を合計し、単位株となった部分について、その株券の交付を受け、これを市場で譲渡して投下資本を回収することができる。」点を理由として「自己の有する単位未満株式」か否かは、「株主名簿の記載にかかわらず、実質的な観点から判断するべきであり、当該真実の株主の所有株式数を合計して、なお単位未満株式が生じるか否かによって、判断するべきである。」との結論に至っているかのようにも読むことが

できる。

しかし、附則一九条一項の「自己の有する単位未満株式」の解釈と株主名簿の意義、効力についての検討は区別して考えるべきではないだろうか。確かに、単位未満株主であるかどうかの判断基準は、会社と株主の間の関係は株主名簿の記載によるから、原則として株主名簿を基準として定まる（小林量「本件判批」ジュリスト一一一三号（平成八年度重要判例解説）九六頁）。しかし、本件の場合のようにいくら名義を分散しても、真の株主は一人だけである。株主名簿への名義書換は株主権の対抗力に関するものであり、新たな権利を作出するものではない。ある者が単位未満株式を有していないのに株主名簿上有しているようにみえたときに会社が買取ってしまった場合の会社の免責は別個の問題である。過失があれば違法な自己株式の取得になり、取締役の責任が生じる（単位株主であることを知り、それを容易に証明できるのに買取に応じた場合には違法な自己株式取得になる、との立場が多い。）（山本爲三郎「株主名簿制度効力論」法学研究七〇巻一二号二四一、二四二頁）。逆に、会社は、株主名簿上の名義がどのようなものであれ、複数の名義人による買取請求が実は同一人によるものであり、その者が実質上単位株主であることを立証した場合には、当然その買取請求を拒否することができる（小林・前掲九六頁）。この点、本件の控訴審である名古屋高判平成八年六月二七日（資料版商事法務一四九号二一七頁）は、「自己の有する単位未満株式」の判断を実質的になす理由としては株主名簿に関することにあまり触れていない。

なお、本事件のような事態を防止する手段として、そもそも、架空名義での株主名簿への登録をどうチェックするかも問題となる。判旨は、「株主名簿にどのような名前、住所を記載するかは、登録を請求する株主の意思に委ねざるをえず、会社は株主の請求どおりに記載するほかはない」としている。しかし、学説には、架空名義での名義書換が請求された場合には、会社は名義書換を拒否できるし、会社は架空名義人の「氏名」を知ったときは、その者の意思を問うことなく、その「氏名」をもって名義書換をすることも不適法ではないとする見解も存する（大隈健一郎＝今井宏『会社法論　上巻〔第三版〕』四七八頁）。判旨は、「本件の場合、真実の株主がXであることに争いがない。そして、……現在のXの所有する株式は全部で四一万株なので、Xは、株主名簿上の架空名義をすべて自己名義に訂正することにより、株主名簿上も四一万株の単位株主とな

り、……したがって、Xには、単位未満株式は存在しない」としている。この点について、判旨が「実質株主の保有状況をもって株主名簿上の名簿書換があったものとして擬制している」との指摘がある（堀口・前掲四三頁）。また、本件のように名義を分散する場合には、名義を分散すること自体が問題である。株主名簿制度は会社・株主間の関係を合理的に処理しようとするものであるから、名義の分散は無効とならないまでも、少なくともすでに名義人株主となっている者が他の株式につき別個の名義で名義書換を請求してきた場合には、会社は名義を統一するよう要求でき、それに従わなければ名義書換を受理する必要はないと解すべきであろう（山本・前掲二三三頁）。

三　本件に関する先例はない。単位株制度を導入すれば、株主は単位未満株式の買取りを請求することになる。それらの株主が一挙に買取請求手続をとれば、会社は一時に多額の資金を必要とする。立法当時から買取請求制度にはこのような危惧がデメリットとしてある程度予想されていたはずではあるのだが、株主が意図的に架空名義を用いて買取請求をするところに問題がある。大量の単位未満株式を発生させ、買取請求手続がとられれば、せっかく転換社債の発行で調達した資金が買取代金の支払いにあてられ、買取った株式は自己株式として相当の期間内に処分しなければならず、大量の自己株式が発生すれば、市場メカニズムが機能しなくなるなどの弊害も生じるおそれがある。このような事例について買取請求がなされるのは、これが認められると発行会社は時価で単位未満株式を買取ることになるが、若し、単位株として株式市場で多数売却すると、株価下落のリスクを負う危険性があるために、意図的に単位未満株式を生み出していることが指摘されていた。本件以外に数社に対する同じ方法による買取請求がなされていて、実務上重大な関心事となっていた（増田・前掲一一二、一一四頁）ところ、本判決が下され、前掲控訴審判決も結論同旨でその後確定している（控訴審判批として、久保田衛・判例タイムズ九四八号九頁以下がある）。

山本真知子